

## 令和5年度 依存症に関する自助グループ等活動支援事業補助金のご案内（募集要領）

兵庫県では、依存症対策の一層の推進を図るため、アルコール、ギャンブル、薬物の依存症に関する自助グループ等が行う当事者や家族支援、正しい理解を進める活動に要する経費の一部を助成します。

### 1 助成の対象となる活動

令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に実施する事業活動で、本補助金を活用して、新たに実施するもの、もしくは、既存の活動を拡充しようとするもので、以下のいずれかに該当するもの（アルコール、ギャンブル、薬物の依存症に関するもの）

- (1) 依存症に関する研修、セミナーの開催
- (2) 相談会やミーティングの開催
- (3) 正しい知識の理解を進める啓発活動

### 2 助成金の交付限度額

助成金は、1団体につき50万円を限度とします。

ただし、各団体からの補助金申請の金額が多くなった場合には、県の予算の範囲に収まるよう減額することがあります。

### 3 助成の対象となる団体

依存症（アルコール、ギャンブル、薬物）に関する活動に取り組んでいる団体（取組もうとする団体を含む。）であって、以下のすべてを充たすもの

- (1) 県内に活動の本拠を置き、かつ、県内で活動を行う団体
- (2) 会則または規約等を有しており、団体としての意思決定により事業執行ができ、確実な経理処理ができること。（団体として金融機関の口座を有していること。）

※ ただし、上記のすべてを充たす場合でも、以下のいずれかに該当している場合は助成対象となりませんので、ご了承ください。

- ・ 公共団体又は公共団体が設立した団体による活動
- ・ 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動
- ・ 他の団体への資金の補助、助成等を内容とする活動

### 4 助成の対象となる経費

「1 助成の対象となる活動」の実施に必要な経費

- (例)
- ・ 講師等に対する謝礼及び旅費
  - ・ 印刷費、消耗品等の購入費（備品購入費は対象外）
  - ・ 会場や備品の借上料

・保険料や郵送料

※対象経費となるかどうか不明なものがあれば、お問い合わせください。

※実績報告に必要となるので、領収書やレシートなど支出の証拠書類となるものは必ず徴収していただき、保管しておいてください。

## 5 補助金交付申請書の提出 令和5年6月9日（金）（必着）

- ・ご提出いただいた書類については返却しません。
- ・各団体から提出された補助金交付申請書の補助申請額が、県の予算を超過した場合は、予算の範囲内に収まるよう減額することがあります。
- ・様式は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。  
URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/izonshyouhojo.html>
- ・申請書は、メールにて、兵庫県福祉部障害福祉課  
([shougai@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shougai@pref.hyogo.lg.jp)) あてに送付してください。
- ・なお、〆切後であっても、県の予算に余裕があれば、申請を受け付けます。担当までお問い合わせください。



### 【提出いただく書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 団体の会則・役員名簿・直近の決算書
- ③ 債権者登録書 ※個人口座は不可

県から補助金を振り込む口座を登録いただくための書類です。すでに登録いただいている場合で、内容に変更がなければ入力は不要です。（登録状況が不明の場合はお問い合わせください。）

## 6 実績報告書の提出

補助対象の事業が終了して30日以内または令和6年4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。（提出方法等は、交付決定時にご案内します。）

## 7 補助金の交付時期

実績報告書の提出後、内容を確認したあとに交付します。（精算払いとなります。）

## 8 補助金交付申請書等の提出先・問い合わせ先

兵庫県福祉部障害福祉課 精神障害福祉班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL 078-362-3263

E-mail [shougai@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shougai@pref.hyogo.lg.jp) ※ご質問は、できるだけメールでお願いします。